

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第10号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表1の項中「（法）の次に「第87条の4又は」を加え、「2の表に定める金額」を「2の1の表に定める金額（申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に適合するかどうかを審査するときは、建築物ごとに、2の2の表に定める金額を加算した金額）」に改め、同表2の項中「（法）の次に「第87条の4又は」を加え、同表中16の項を17の項とし、4の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表3の項中「（法）の次に「第87条の4又は」を加え、同項の次に次のように加える。

4 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
---	---------------------------------	----------

別表第3の2を次のように改める。

2の1 確認申請又は計画通知の手数料

(1) 建築物を建築する場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下同じ。）する場合を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	63,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	97,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	110,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	160,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	239,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	352,000円
50,000平方メートルを超えるもの	630,000円

(2) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について、（1）の表により算出した額
--------	---

(3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（（4）の表に掲げる場合を除く。）

手数料の金額	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について、（1）の表により算出した額
--------	--

(4) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、（1）の表により算出した額
--------	---

(5) 建築設備を設置する場合（（6）の表に掲げる場合を除く。）

区分	金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	23,000円
小荷物専用昇降機	8,000円

(6) 確認又は通知を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合

区分	金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	10,000円
小荷物専用昇降機	5,000円

(7) 工作物の場合

区分	金額
工作物を築造する場合	17,000円
確認又は通知を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	7,000円

別表第3の2の1の次に次の1表を加える。

2の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査手数料

区分	床面積の合計	金額
一戸建ての住宅	200平方メートル以内のもの	15,000円
	200平方メートルを超えるもの	16,000円
共同住宅等	300平方メートル以内のもの	27,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	66,000円
	5,000平方メートルを超えるもの	85,000円
備考 この表において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。		

別表第3の3を次のように改める。

3 完了検査申請又は完了通知の手数料

- (1) 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合
（移転した場合を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	29,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	35,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	58,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	82,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	88,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	97,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	177,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	252,000円
50,000平方メートルを超えるもの	464,000円

- (2) 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合
（移転した場合を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	28,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	34,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	56,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	79,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	84,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	91,000円

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	169,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	245,000円
50,000平方メートルを超えるもの	458,000円

(3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合

手数料の金額	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について、(1)の表により算出した額
--------	--

(4) 建築設備を設置した場合

区分	金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	41,000円
小荷物専用昇降機	24,000円

(5) 工作物の場合

区分	金額
工作物	29,000円

別表第3の4の表中「17,000円」を「26,000円」に、「21,000円」を「32,000円」に、「33,000円」を「50,000円」に、「47,000円」を「71,000円」に、「62,000円」を「77,000円」に、「84,000円」を「86,000円」に、「143,000円」を「148,000円」に、「204,000円」を「211,000円」に、「391,000円」を「404,000円」に改める。

別表第6の1の表1の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同表2の項及び3の項中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同表4の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表5の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表の6の項を削る。

別表第6の2を次のように改める。

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネル	

			ギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅			5,000円	36,000円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸のもの	5,000円	36,000円
		総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,000円	74,000円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,000円	104,000円
		総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,000円	147,000円
		総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,000円	211,000円
		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,000円	303,000円
		総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,000円	411,000円
		総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,000円	539,000円
		総戸数が300戸を超えるもの	185,000円	633,000円
	共用	床面積が300	10,000円	117,000円

	部分	平方メートル以内のもの		
		床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円	155,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,000円	194,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円	303,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円	389,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,000円	465,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,000円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部

分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料
 の金額

(2) 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー 消費性能適合性判 定を行う建築物の 床面積の区分	1 件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギ ー消費性能向上 計画に建築物の エネルギー消費 性能の向上等に 関する法律第 29条第3項各 号に掲げる事項 が記載されてい る場合の同項に 規定する他の建 築物において、 当該建築物エネ ルギー消費性能 向上計画と当該 他の建築物にお ける建築物エネ ルギー消費性能 確保計画が同様 の方法により評 価されたもので ある場合	その他の場合		
		建築物の非住 宅部分の用途 が工場等（工 場その他市長 が別に定める 用途をいう。 以下この表に おいて同じ。） である場合	建築物の非住宅部分の用途が工 場等以外である場合	
判定に係る建 築物エネルギ ー消費性能確 保計画が、建 築物のエネ ルギー消費性能 の向上等に関 する法律第2 条第1項第3 号の規定に基 づき定められ た簡易な評価 方法であって 市長が別に定 める方法によ り評価された ものである場 合	左記以外の評 価方法により 評価されたも のである場合			
300平方メー トル以内のもの	10,000円	21,000円	98,000円	256,000 円
300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以内のもの	18,000円	29,000円	124,000 円	321,000 円
1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以内のもの	28,000円	42,000円	164,000 円	415,000 円
2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以内のもの	86,000円	107,000 円	266,000 円	592,000 円
5,000平方メ ートルを超え 10,000平方	137,000 円	161,000 円	348,000 円	730,000 円

メートル以内のもの				
10,000平方メートルを超え	173,000円	200,000円	418,000円	862,000円
25,000平方メートル以内のもの				
25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	249,000円	490,000円	984,000円
<p>備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>(1) 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額</p> <p>(2) 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額</p> <p>(3) (1) 又は (2) に規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額</p>				

(3) 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の金額	
住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額	
備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。	

別表第6の3を次のとおり改める。

3 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各	その他の場合

			号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅			3,000円	18,000円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸のもの	3,000円	18,000円
		総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	38,000円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,000円	54,000円
		総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,000円	76,000円
		総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円	110,000円
		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円	160,000円
		総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,000円	219,000円
		総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,000円	287,000円
		総戸数が300戸を超えるもの	111,000円	335,000円
		共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積が300		11,000円	79,000円

平方メートル を超え1,000 平方メートル 以内のもの		
床面積が 1,000平方 メートルを 超え2,000 平方メートル 以内のもの	17,000円	100,000円
床面積が 2,000平方 メートルを 超え5,000 平方メートル 以内のもの	52,000円	160,000円
床面積が 5,000平方 メートルを 超え10,000 平方メートル 以内のもの	82,000円	208,000円
床面積が 10,000 平方メートル を超え25,000 平方メートル 以内のもの	104,000円	249,000円
床面積が 25,000 平方メートル を超えるもの	130,000円	292,000円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	
			判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300平方メートル以内のもの	6,000円	11,000円	50,000円	129,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	16,000円	64,000円	162,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円	24,000円	85,000円	210,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	62,000円	142,000円	305,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方	82,000円	95,000円	188,000円	379,000円

メートル以内のもの				
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	104,000円	118,000円	227,000円	449,000円
25,000平方メートルを超えるもの	130,000円	147,000円	268,000円	514,000円

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

- (1) 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額
- (2) 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額
- (3) ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額

(3) 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の金額	
住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額	
備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。	

別表第6の4を次のように改める。

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に応ずる旨の証明書交付申請手数料

(1) 住宅の場合

区分		1件当たりの手数料の金額	
一戸建ての住宅		9,000円	
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸のもの	9,000円
		総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	19,000円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	27,000円

	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	38,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	55,000円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	80,000円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	109,000円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	143,000円
	総戸数が300戸を超えるもの	167,000円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	39,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	50,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	104,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	124,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額	
	建築物の非住宅部分の用途が工場等(工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合
	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価	

		方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
300平方メートル以内のもの	5,000円	25,000円	64,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円	32,000円	81,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000円	42,000円	105,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	31,000円	71,000円	152,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	47,000円	94,000円	189,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	59,000円	113,000円	224,000円
25,000平方メートルを超えるもの	73,000円	134,000円	257,000円
備考			
1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額とする。			
2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とする。			
3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前2項に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の金額とする。			

(3) 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額

備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。
--

別表第6の5の(1)の表及び別表第6の5の(2)の表中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、別表第6の5の(3)の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額
備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

別表第6の6の(1)の表及び別表第6の6の(2)の表中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、別表第6の6の(3)の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額
備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

別表第6の7を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。